

2008年7月24日

徳島県後期高齢者医療広域連合
議長 広瀬和範 殿

請願団体

徳島県社会保障推進協議会

会長 石川 浩

連絡先 徳島市北前川町5丁目4

電話 088-623-6897

紹介議員

後期高齢者医療制度で保険料滞納者に対して保
険証の取り上げ等の制裁措置は実施しないこと
を求める請願書

〔請願趣旨〕

日本は、国民の誰もが保険証一枚で安心して医療を受けられる国民皆保険制度を持っています。今の国民健康保険ができる1961年以前や戦前は、保険料負担ができない低所得世帯が国民健康保険からも除外され保険証を持つことができませんでした。国民の誰もがもれなく医療を受けられるようにとの運動の中で今の皆保険としての国民健康保険が出来ました。

2001年から国民健康保険での資格証明書の発行が義務化され資格証明書や有効期限の短い短期保険証が急増しています。保険料を滞納すると正規の保険証は取り上げられ、有効期限の短い短期保険証になり、頻繁に更新が必要になります。県下でも1か月期限の短期証を出している保険者や、納付額によって期限を決める保険者もあります。滞納が1年以上続くと保険証を返還させ、資格証明書が発行されます。通常3割負担ですむ窓口負担がいったん全額を払なければなりません。

昨年、全日本民主医療機関連合会が加盟病院など1700施設を調べたところ、保険証がなく病状が悪化し手遅れになったと思われる患者が少なくとも31人あったとの調査結果が出ています。私共で独自に県下市町村の資格証明書の所得階層を調査した結果、県下で資格証明書の発行の多い市では資格証明書の発行世帯の所得状況で所得0円が約5割、所得100万円未満で7割を占め、低所得世帯にまで発行されています。広島市が20年度の6月議会で「生活実態がわからない段階では資格証明書は発行しない」と人命にかかわる機械的な発行を戒め、19年10月1日現在で8271世帯の資格証明書の発行をやめました。「今後は悪質な滞納者のみに極めて限定的に発行する」と回答しています。

4月1日以前までは国民健康保険では75歳以上の被保険者は原爆症などと同じように公費負担医療に含まれ保険証の取り上げが禁止されていました。後期高齢者医療では資格証明書の原則発行を法律で規定しました。しかし、世論の批判をうけて、厚生労働省が低所得で生活に困り保険料が納められない人に罰則的な資格証交付を適用するのは過酷と判断し、「年金収入が単身で203万円以下、夫婦世帯で年238万円以下を適用除外」と各広域連合に対して目安基準を明らかにしました。

国民皆保険ができるまでの歴史を辿れば、「低所得の世帯の医療をいかに保障するか」に眼目が置かれてきました。その精神をしっかりと受け継いで頂きたいと考えます。

以上の趣旨から、次の事項について、お願いいたします。

〔請願項目〕

1. 受診抑制をおこし、命に関わることとなる資格証明書の発行は行わないこと。
2. 1年間の正規の保険証であれ、短期の保険証であれ、未交付は違法であり、古い保険証の有効期限が切れる前までに郵送等の手段を使い新しい保険証を手元に交付し、更新日から保険証が使えるようにすること。